



多文化共生社会の構築シンポジウム
外国につながる高校生たちの「活躍する力」を拓く
日立財団主催 シンポジウム

提言

外国人の子どもの 教育を受ける権利と修学の保障

公立高校の「入口」から「出口」まで

2020年12月20日

竹沢 泰子

京都大学人文科学研究所

日本学術会議 多文化共生分科会

日本学術会議 第一部会 地域研究委員会 多文化共生分科会

第
23
期

2014.10 - 2017.9

- **教育に重点**

- 2016年 公開シンポジウム

「地域社会における外国籍生徒－義務教育以降の問題」

- 『文化人類学』に要点掲載

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjcanth/82/3/82_397/_pdf/-char/ja

第
24
期

2017.10 - 2020.9

- **提言に向けて高校教育に焦点**

- 提言公表 2020.8.11 (2019.11提出から何重もの審査を経て)

第
25
期

2020.10 -

- **「多文化共生」の概念について**

日本学術会議 多文化共生分科会

委員長	竹沢 泰子	(連携会員)	京都大学人文科学研究所教授
副委員長	窪田 幸子	(第一部会員)	神戸大学大学院国際文化学研究科教授
幹事	石井香世子	(連携会員)	立教大学社会学部現代文化学科教授
	岩間 暁子	(連携会員)	立教大学社会学部社会学科教授
委員	志水 宏吉	(第一部会員)	大阪大学大学院人間科学研究科教授
	宮崎 恒二	(第一部会員)	東京外国語大学名誉教授
	上杉 富之	(連携会員)	成城大学文芸学部／大学院文学研究科教授・ グローバル研究センター長
	太田 好信	(連携会員)	九州大学大学院比較社会文化研究院教授
	木村 周平	(連携会員)	筑波大学人文社会系准教授
	小長谷有紀	(連携会員)	日本学術振興会監事
	鈴木 茂	(連携会員)	名古屋外国語大学世界共生学部教授
	関根 政美	(連携会員)	慶應義塾大学名誉教授
	武川 正吾	(連携会員)	明治学院大学社会学部教授
	速水 洋子	(連携会員)	京都大学東南アジア地域研究研究所教授
	松田 素二	(連携会員)	京都大学大学院文学研究科教授
	森山 工	(連携会員)	東京大学大学院総合文化研究科教授
	山本 健兒	(連携会員)	帝京大学経済学部地域経済学科教授
	山本 眞鳥	(連携会員)	法政大学経済学部教授
	吉村 真子	(連携会員)	法政大学社会学部教授
宮島 喬	(特任連携会員)	お茶の水女子大学名誉教授	

ゲスト・レクチャー

近田由紀子	目白大学人間学部専任講師
高橋 徹	NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ理事長
角田 仁	東京都立一橋高等学校主任教諭

協力

金 宣吉	神戸定住外国人支援センター理事長
小島 祥美	愛知淑徳大学交流文化学部教授

所属・肩書はいずれも提出当時

前期3年間の変化（1）

- 2017.10 多文化共生分科会第24期スタート
- 2018.12 外国人労働者受け入れ拡大のための**改正入管法成立**
- 2019.1 **毎日新聞特報「外国籍の子 就学不明1.6万人」**
- 2019.1 衆院法務委員会で取り上げられ、**文科省、検討チーム設置**
- 2019.4 改正入管法 施行
- 2019.6 **「日本語教育推進法」成立**
- 2019.9 **文科省 全国調査**から就学不明の可能性のある外国籍の子ども**約2万人と発表**（義務教育相当年齢の外国人児童生徒の12万4049人のうち、約16% **6人に1人**）
- 2019.9 毎日新聞特報「特別支援学級に在籍する外国籍の子どもの割合が日本籍の2倍超」
日本語ができない子どもが特別支援学級に含まれる事例

前期3年間の変化（1）

- 2017.10 多文化共生分科会第24期スタート
- 2019.4 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」に
高校生等に対する包括的な教育・支援メニュー追加
自治体に対する補助事業（日本語指導・キャリア教育・生活
相談・放課後の居場所づくり等、自治体の取組の補助）
- 2019.6 「**外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議**」設置
- 2019.6 文科省検討チーム報告「**日本人と外国人が共に生きる社会に
向けたアクション**」外国人児童生徒等への教育の充実、外国
人に対する日本語教育の充実、進学・就職支援の充実
- 2020.3 「外国人児童生徒等の教育の充実に関する**有識者会議**」**報告
書を発表**

前期スタート時の問題意識

- 義務教育後の実態がわからない
- 特別枠・特別措置等の対応に大きな地域間格差
- 希望する高校に進学できているか？
- 高校在学中の支援は？
- 高校卒業後の進路は？

提言では**公立高校**に焦点（多様な**後期中等教育**について議論の末）

高校に通う
外国人生徒の

>60%
が公立に
在籍



私立学校と比べ
社会経済的に

きびしい層
の生徒たち

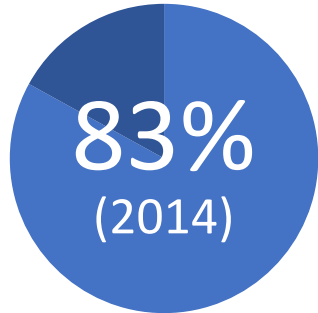


データや就学生徒の
質が異なる

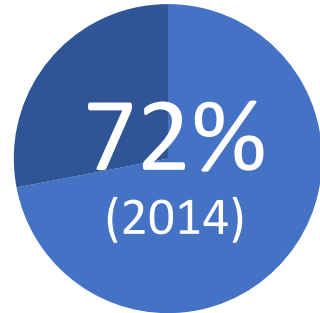
外国人学校
別の分析
が必要

高校進学への壁

外国人の保護者
「子どもを高等学校に進学させたい」

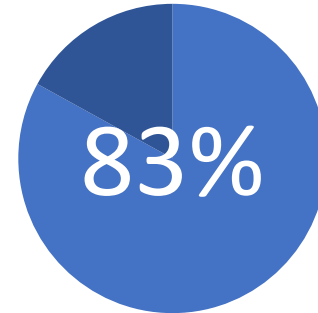


横浜市



浜松市

夜間中学+フリースクールが
中学教育の受け皿に



夜間中学に占める外国籍生徒

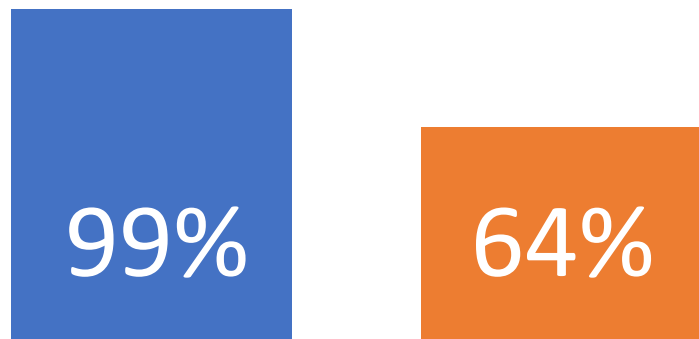
特別枠・特別措置実施
全国都道府県の
半数以下



地域間で
不平等

高校進学への壁

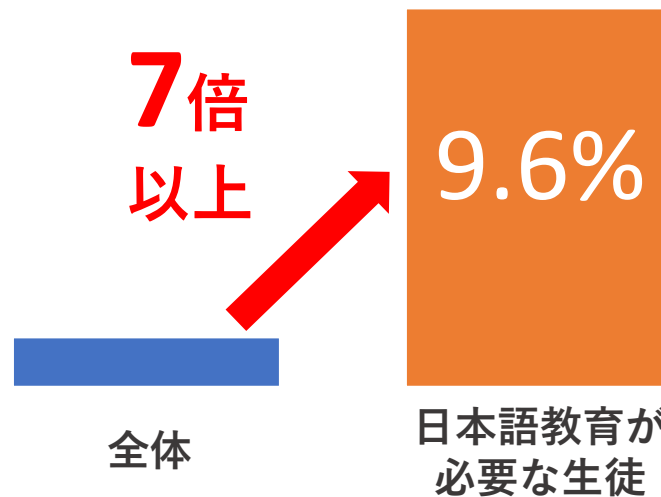
高校進学率



全国平均

外国籍生徒
分科会推定値

公立高校の中退率



全体

日本語教育が
必要な生徒

正確なデータが必要

(中学不就学等含んでおらず)

- 学校基本調査では不明、
- 神奈川県、外国籍の高校進学者の

定時制高校 3割

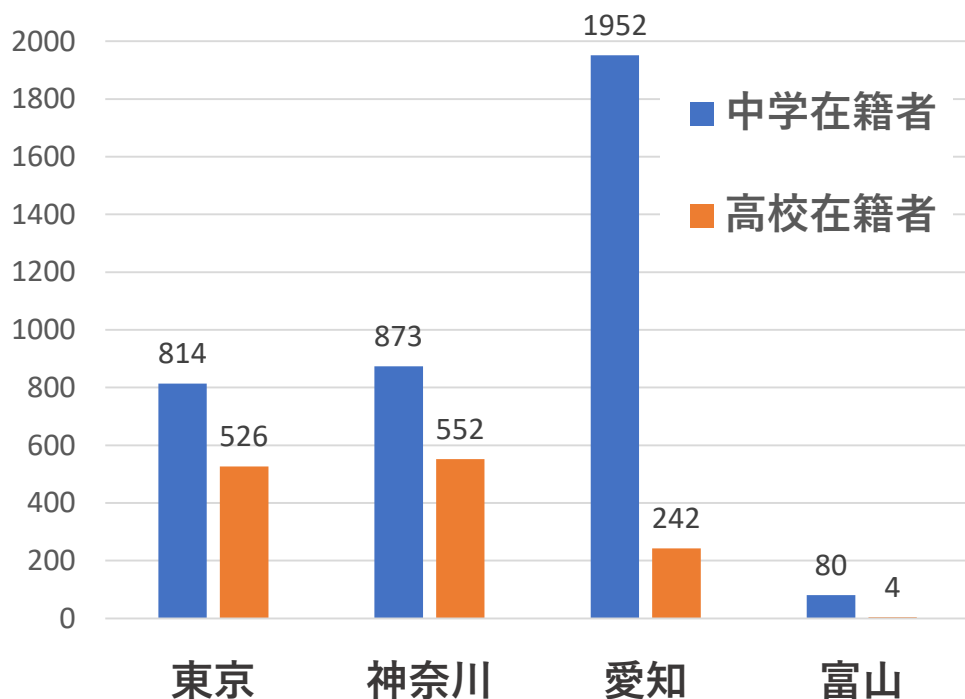
**「進学率」 「進学後」
の中身の検証が必要**

高校での支援は限定的

- 各教育委員会が独自に予算措置で実施
 - ・ 「担当教員（常勤）の配置」をしている高校は都道府県のうち2
 - ・ 「生徒の母語を話せる支援員の派遣」は高校は都道府県のうち11教員向けの研修が少ない。
- 日本語指導が必要な児童生徒 一校あたり在籍数
 - ・ 外国籍の児童生徒では「1人」が40.6%と最多で、
 - ・ 「5人未満」在籍校が75.4%
 - ・ 全体として、1人または若干名
- 大学において多文化共生関連の基礎知識を身につける機会がないまま教員免許取得。
- 全生徒を対象とした多文化理解を主題とする教育の機会が少ない
- アイデンティティ育成や言語的多様性を保障するための母語の授業が少ない。
- 外国人生徒の多くは、幅広い職業の選択肢を知らない

「日本語指導が必要な外国籍」

日本語指導が必要な
外国籍の児童生徒の学校種別在籍状況
(都道府県別・H28/2016)

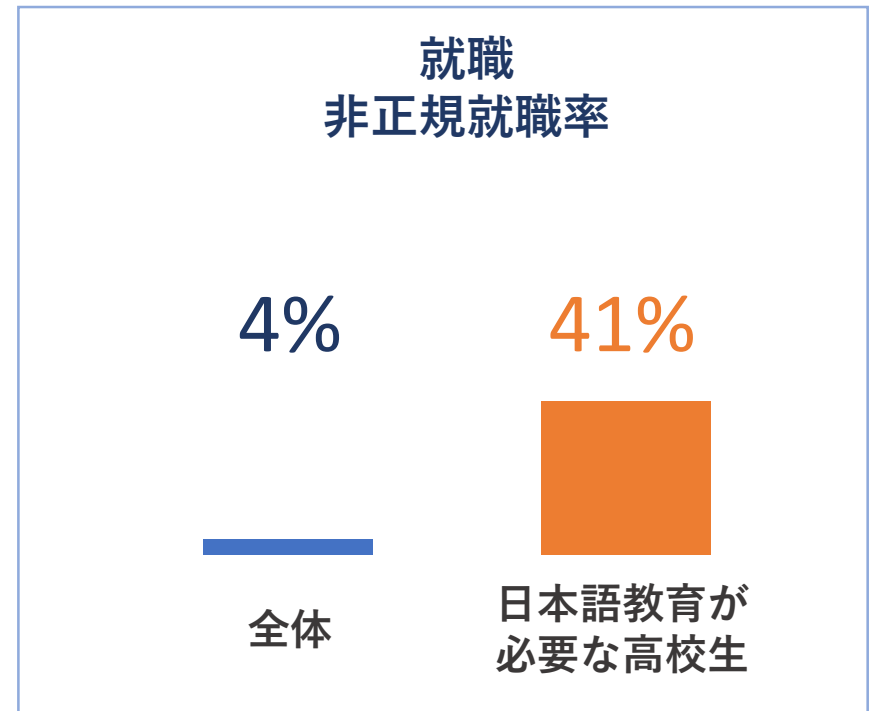
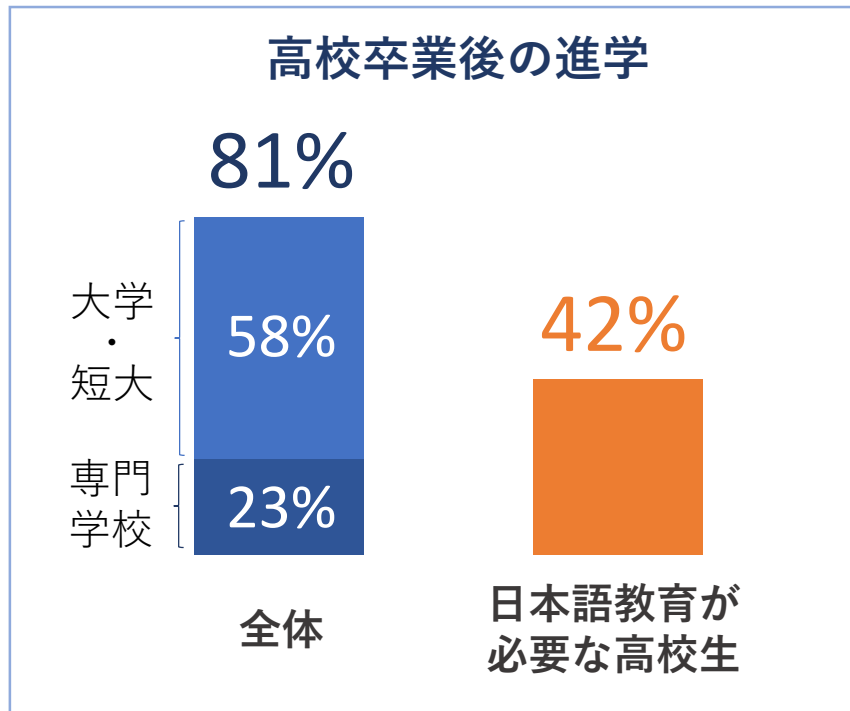


この中高のギャップをどう見るか

- 日本語指導が必要でなくなった？（考えにくい）
- 高校では正確に把握されないケースが多い？
- 私立高校に進学—公立高校の入試が障壁に？
- 「日本語指導が必要」は、担任や高校任せ
全国的な日本語能力判定が必要では？

**高校での高い中退率
中学在籍者数とのギャップ**

卒業後の壁



- **国公立大学の特別枠** 極めて少ない
- **経済的困窮家庭**の場合「**家族滞在**」ビザだと、
日本学生支援機構の**奨学金** 申請資格なし

提言（1. 最優先課題）

- ① 外国人生徒が多い地域や高校における「多文化共生コーディネーター」「多文化共生担当教員」（仮称）の創設。
- ② 外国人生徒の学習の動機づけや学習意欲向上のため、また学校内における多様性確保のため、外国につながりをもつ人たちの学校内での配置（部活動の学外コーチ・顧問などの委嘱においても多様性を確保）
- ③ 教員免許取得のための必修教職科目に、多文化共生を主題とする科目追加。
- ④ とくに高校の管理職を対象とする、多文化共生に関する研修の義務化。
- ⑤ より多くの大学における、外国人生徒対象の推薦入試、特別枠の実施。

改善のための提言（強く提言）

2. 本分科会が強く提言するもの

「外国人児童生徒等の教育の充実にに関する有識者会議報告書」と同類

- ⑥ 外国人児童生徒の実態把握のため、国籍、母語、都道府県の項目を含めた調査実施およびデータの公表。
- ⑦ 全国的な公平性確保のため、全都道府県で外国人生徒のための高校入学試験における特別枠・特別措置の設置。

改善のための提言（強く提言）

2. 本分科会が強く提言するもの

「早期に取り組むべきもの」

- ⑧ 外国人生徒のアイデンティティを育成し、また言語的多様性を活かすため、外国語を母語とする生徒が多い学校における、コミュニケーション力・思考力向上のための母語授業の開設（優先順位）。
- ⑨ 外国人生徒が、将来幅広い職業の選択肢があることを具体的に想定しやすいように、ロールモデルとの交流や社会見学の機会の提供。
- ⑩ 大学生等対象の奨学金における、「国内高等学校等出身外国人学生」（仮）特別枠等の設置。

なぜ措置や専用の枠が必要なのか

- 体制不備は、「下層」として固定化を招く恐れ
- グローバル人材となる可能性
- 多文化共生のエージェントになる可能性
- ポジティブ・アクションの必要性
- 名称の変更？「特別枠」から「多様性枠」へ？

「支援」から 「多様性が他の生徒にも
よい影響をもたらす」という発想

ミシガン大学 二つの最高裁判決 2003年6月

大学側敗訴

違憲

- グラッツ対ボリンジャー
学部
- 比率の少ないマイノリティの応募者に**自動的に20点追加** (150点)
- 大学側敗訴→応募者の多様性の貢献は、**個人レベルの評価によるものではない**

大学側勝訴

合憲

- グラッター対ボリンジャー
法科大学院
- 実質的にアフリカ系アメリカ人、ヒスパニック、先住アメリカ人は特に重視すると明記
- **多様性がもたらす教育上の利益**
- **ある一定の数が入学しないと意味がない**

日本でも、点数の底上げはせず、多様な選抜方法を維持することが重要

ミシガン大学

2013 **アファーマティブアクション廃止**、最高裁判決「**違憲でない**」

カリフォルニア大学

1996 住民投票により加州アファーマティブ・アクション廃止

2020.6 **BLM運動の影響でAAを復活させることを理事会で決定**

人種を考慮から外すと、多様性が現実には
確保できない

アメリカの多くの大学で実践

Recruitment and Retention (リクルートと学業継続)

- リクルート：積極的な働きかけ 受け身ではなく
- 学業継続支援：経済的支援、同じ文化背景の教員・院生などロールモデル
- 卒業・就職への移行(transition) 支援：卒業生につなげる

居場所づくりに、同じルーツの先輩・教員

- オンラインも活用

終わりに：個人的エピソードから

- **東京外大の事例（小島祥美さんから聞いた話）**
- 最近出会った外国ルーツ（南米・東南アジアなど）の学生5人が一般入試で合格し・通学
- 共通点は、①母語が話せて、ルーツに誇りを抱いている、②保護者以外の、先生や支援者と中高時代つながっていた（その人たちがいなければ「今の自分はなかった」）
- 一般化はできない。有名大学への合格が成功につながるわけではない。しかし示唆的なエピソード

環境を整えば、本来持つ能力を発揮できる

そうした環境づくりを社会みんなで

終

ご清聴ありがとうございました

